

認知症などにより、外出したまま戻れなくなるなど、行方不明となった方を地域の皆さまの協力を得て、早期に発見する取り組みを行っています。

行方不明となった方の身体的特徴や服装などの情報を、介護保険事業所や支援機関などに配信し、情報提供をお願いするものです。

【ご家族・介護者の方へ】

- ① 徘徊のおそれのある高齢者の方の行方がわからなくなった時は、まず警察に連絡してください。
「いない!」と気づいてから30分以内が目安です。
- ② ケアマネジャーへ相談するか、市役所（高齢福祉課）へ連絡してください。
- ③ 発見するために必要な情報（いなくなった時間や場所、服装など）や情報公開の意向についてお伺いします。



～検索が広域化（長期化）する場合～

情報公開について意向のあった方については、市役所から介護保険事業所などの協力事業所にメール・FAXによる情報配信を行います。

この段階での行方不明者の情報は、同意された必要最小限の項目についてのみ配信します。

※協力事業所とは、検索体制を組むものではなく、日常生活や仕事の中で、行方不明者の発見に情報提供をお願いするものです。

市役所（高齢福祉課もしくは地域包括支援センター）の職員が行方不明者のより詳しい情報をお聞きします。

「発見協力依頼書・個人情報利用同意書」及び「情報提供シート」に基づき発見協力依頼書を作成し、再度メール・FAXによる前回よりも詳細な情報の配信を行います。

- ④ 発見・保護された場合は、警察署または市役所（高齢福祉課）に連絡が入ります。
- ⑤ 警察署または市役所（高齢福祉課）からご家族や関係者に連絡をします。



お問い合わせ
甲賀市役所 高齢福祉課
電話：69-2164